

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

倫理・懲戒に関する規則

平成18年10月6日制定 平成21年10月8日改正 平成30年10月4日改正 令和4年10月27日改正
平成18年10月6日施行 平成21年10月8日施行 平成30年10月4日施行 令和4年10月27日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下、「本学会」という）定款第3条に規定した本学会の目的を達成するために、会員・社員の倫理規範、およびその違反に対する処分、さらに倫理委員会の運営等、会員・社員の倫理の遵守に関して必要な事項について定める。

第2章 会員の倫理の確保

(倫理規範)

第2条 本学会に所属する会員・社員は、次の各号に該当する行為（以下「倫理規範に反する行為」という）を行ってはならない。

- 1) 日本国の法令および本学会定款、各種の細則、本規則、ガイドライン等の本学会が定めた規定に違反し、または本学会の品位を汚す行為
- 2) 社員総会、理事会、委員会等の決定に違背する等、本学会の決定に背く行為
- 3) 本学会に、故意に虚偽または誤解を与える陳述をなす行為
- 4) 人権を不当に傷つける社会的に許されない行為（ハラスメント）

(倫理の確保)

第3条 理事会は、会員・社員が倫理規範を遵守するよう努めなければならない。

- 2 理事会ならびに社員総会は、会員が倫理規範に違反する行為を行ったと思われる場合には、本規則に定める倫理委員会による調査を行って事実を確認し、必要な処分を行わなければならない。

(処分)

第4条 理事会は、第5条に定める手続きに従って、会員・社員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、以下の各号に定める処分を行うことができる。但し、役員解任の議決については定款第24条、会員・社員の除名の議決については定款15条に則して行う。

- (1) 訓戒 口頭にて将来を戒める
- (2) 訓告 文書にて将来を戒める
- (3) 譴責 始末書を提出させ将来を戒める
- (4) 委員会委員の解任 委員会委員を解任し、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する
- (5) 会員資格の停止 相当な期間を定めて会員の資格を停止する
- (6) 退会の勧告 退会を勧告する
- (7) 会員・社員の除名 会員または社員としての資格を喪失する

- 2 理事会は、本学会誌への公表等の倫理委員会が選ぶ方法によって処分を公表することができる。
- 3 倫理委員会に付された会員・社員は、本条規定の処分又は不処分の決定がなされるまで退会することができない。

第3章 倫理の確保に関する手続

(理事会の手続)

- 第5条 理事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条に定める処分を審議する場合、倫理委員会の意見を事前に聞かなければならない。
- 2 理事会は、倫理規範に反する行為に関する処分を審議する場合には、事実の確認、調査にもとづく公正な判断を行うとともに、定款第15条第2項に準じ処分の対象となる会員・社員の弁明を聴取する等その権利の擁護に配慮しなければならない。
 - 3 理事会は、前項にかかわる調査を倫理委員会に委任する。
 - 4 理事会は、会員・社員に対する処分を社員総会で議決した場合には、その内容を文書でもって、書留配達証明郵便によりすみやかに当該会員・社員に通知しなければならない。
 - 5 理事会は、社員総会において会員・社員の除名処分を議決した場合には、処分後最初に行われる会員総会に報告しなければならない。
 - 6 理事会は、事案の再発防止のための対応をすみやかに講ずること。

(倫理委員会の手続)

- 第6条 倫理委員会は、理事会から、倫理規範に反する行為にかかる処分に関して意見を求められたときは、すみやかに審議を行い、意見を述べなければならない。
- 2 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取する等事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
 - 3 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、必要に応じて理事会、各種委員会、および会員に対して、調査への協力を要請することができる。
 - 4 倫理委員会は、付議された会員・社員に対し、調査対象であることおよび調査の概要に加え、通知受領後30日以内に、文書により回答する権利を有することを文書で通知する。
 - 5 倫理委員会は、審議事項および議決内容を作成し、理事会に諮る。

(処分の請求権)

- 第7条 会員は、自らあるいは他の会員・社員にかかる倫理審査を理事会に請求することができる。
- 2 前項の請求は、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって行わなければならない。
 - 3 倫理審査の請求は、これを重ねて行うことはできない。
 - 4 理事会は、倫理審査の請求を受けた時はすみやかに理事会を開催し、必要に応じて倫理委員会の開催を要請しなければならない。

(不服の申立)

第8条 処分を受けた会員・社員または会員・社員であった者は、理事会に対して、不服の申立を行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、処分の通知が行われた後1週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。
- 3 理事会は、不服申立に対してすみやかに審査を行い、書面で回答しなければならない。
- 4 理事会は、処分にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を聴かなければならず、処分に不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を求めることができる。
- 5 倫理委員会は、理事会から不服の申立に関する意見を求められたときは、すみやかに審議し、意見を述べなければならない。
- 6 不服申立は、これを重ねて行うことはできない。
- 7 理事会は、不服審判により異なる結果を得た場合、その訂正内容を第4条第2項の規定に従って公表しなければならない。

(改廃)

第9条 この規則を改廃する場合は、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、平成18年10月6日から施行する。
2. この規則は、平成21年10月8日から改正する。
3. この規則は、令和4年10月27日から改正する。